

海南市若年層の期日前投票立会人 募集要項

1. 概要

若い世代の方に生活と密接な関係にある政治や選挙に関心を持っていただくと同時に、選挙をもっと身近なものであることを感じてもらうため、「若年層の期日前投票立会人」を募集いたします。

2. 応募資格

海南市に住所を有し、海南市の選挙人名簿に登録されている29歳までの方
※性別や職業は問いませんが、特定の候補者の選挙運動に携わっている方や、候補者の親族の方は応募をご遠慮ください。

3. 業務内容

選挙の公（告）示日翌日から投票日前日までの間に開設される市内の期日前投票所にて、投票立会人として業務を行っていただきます。

具体的な仕事の内容は次のとおりです。

- ①投票所の開閉の立会い
- ②最初に投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認の立会い
- ③選挙人の投票行為の確認
- ④投票箱閉鎖の立会い

期日前投票所には、投票所の責任者である投票管理者や選挙管理委員会の職員がいますので、選挙制度に関する知識がなくても大丈夫です。

4. 立会日

期日前投票期間のうち本人が希望する日

（希望者多数の場合は、抽選等により選任を行いますので、ご希望に添えない場合もあります。また、多くの方に投票立会人業務に従事していただくため、複数日の従事をご遠慮いただく場合もあります。）

※立候補が定数以内で無投票になった場合は、立会いはなくなります。

（立候補の届出は公（告）示日に行われます。）

5. 立会時間

午前8時30分から午後8時まで

休憩は交代で適宜取っていただけますが、施設外へ出ることはできません。

6. 立会場所

海南保健福祉センター、下津行政局、海南市住民センターの中から希望する場所

7. 報酬

日額 9,600 円

※規程の源泉所得税を控除します。

※交通費は支給いたしません。

※昼食、夕食はご自身でご用意してください。

8. 応募方法

「期日前投票立会人登録申込書」に必要事項を記入のうえ、総合行政委員会事務局まで提出してください。

提出方法…事務局に持参、郵送、Eメール

(Eメールの場合は、件名を「期日前投票立会人登録申込」としてください。)

9. 申込受付期間

登録申込書は随時受け付けを行います。

ただし、選挙が近い場合、その選挙の期日前投票立会人になることはできません。

10. 登録から選任までの流れ

①申込書を提出いただいた方を審査のうえ「期日前投票所立会人名簿」に登録します。

②選挙が近づきましたら、登録されている方に選挙管理委員会から立会いの希望日等確認します。

③日程等を調整のうえ、期日前投票所立会人に選任し、本人に通知します。なお、応募状況等により全員立会いできないこともありますのでご了承ください。

※ご提供いただきました個人情報につきましては、期日前投票立会人選任事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

11. 登録書の有効期限

原則本人より申出のない限り引き続き登録されますが、次に該当した場合は名簿より抹消されます。

①満 30 歳となったとき

②海南市の選挙人名簿より抹消されたとき

③選挙権を有しなくなったとき

※②または③に該当した後、再び期日前投票立会人を希望する場合は、再度登録書の提出が必要となります。

【申し込み・問い合わせ先】

〒642-8501 海南市南赤阪1-1番地

海南市総合行政委員会事務局

電話：073-483-8770

Eメール：gyoseij@city.kainan.lg.jp